

快適で恵み豊かな環境を目指して

# (仮称)富士市環境基本計画を

## 策定します

今日の環境問題は、従来の大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭などから、ごみ問題、都市・生活・地球環境といった広範囲で複雑な問題へと変わってきています。

市では、こうした環境問題に対応するために、今年度から平成十三年度までの二か年で「(仮称)富士市環境基本計画」を策定します。

### 環境基本計画とは

「環境基本計画」とは、環境保全の施策を総合的・計画的に進めるための基本計画です。また、環境面における市民、事業者、行政がそれぞれ果たすべき役割を明確にし、環境保全を進めていくためのガイドラインとなるものです。

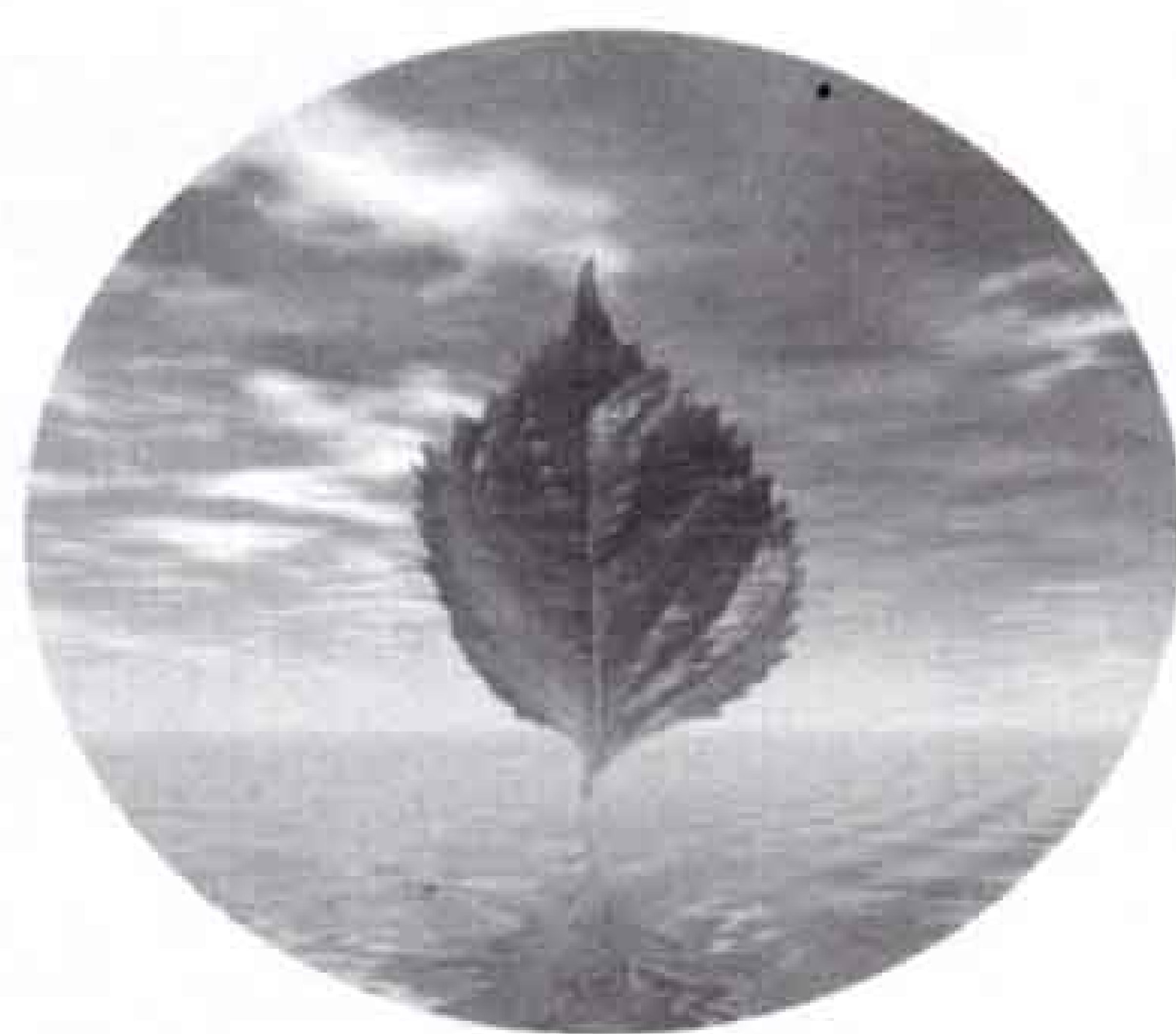
### 環境基本計画の必要性

環境問題は、今や個々の課題ごとに物事をとらえるのではなく、環境そのものを総合的に考え、計画的に進めていくことが必要になってきました。

市でも、将来にわたり快適で恵み豊かな環境を保持した、住みよいまちを築くために、富士市の特徴を生かした環境基本計画を策定する必要があります。

### 市民、事業者、行政の役割

環境問題は、市民、事業者、行政のそれぞれの活動が密接にかかわっています。そのため三者が、相互の連携を強め、環境保全のための役割



を果たすことが求められます。

### 計画策定の進め方

平成十二年度に「(仮称)富士市環境基本条例」を制定し、十三年度に「(仮称)富士市環境基本計画」の策定を行います。また、環境に関する幅広い意見収集を図るため、市民や事業所などを対象として、五月下旬にアンケート調査を実施します。

皆さんのご協力をお願いします。

今後の進捗状況は「広報ふじ」や「富士市ホームページ」でお知らせしていきます。

### 環境審議会の

#### 委員を公募します

環境審議会とは、環境保全に関する事項について調査審議する機関です。審議会では今回の計画策定に当たり、より広範な市民の意見を反映させていくため、委員を公募します。

#### 応募資格

市内に一年以上在住し、選挙権を有する人

#### 任期

平成十二年八月一日～平成十四年七月三十一日(年三～五回の会議)

#### 募集人員

四人程度

#### 募集期間

六月三十日まで

※応募方法など詳しくは環境政策室へお問い合わせください。

### 問い合わせ

環境政策室 内線二〇七四

